

楽天グループ モバイルデータ通信利用規約

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）が別途定める利用条件に合致する対象者（以下「契約者」といいます。）に対し提供するモバイルデータ通信（以下「本サービス」といい、第2条（定義）第1号で定義します。）の利用条件を定めるものです。なお、契約者が本サービスを利用する場合、モバイルデータ通信の利用に関しては、「モバイル通信サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）の規定に従うものとします。本約款と本規約が矛盾、抵触する場合、本規約の内容が優先するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して本規約及び本約款の下位規約並びにガイドライン等を定めることがあります。本規約及び本約款の下位規約並びにガイドライン等（これらを総称して以下「本規約等」といいます。）は本規約の一部として契約者による本サービスの利用に適用されます。

第2条（定義）

- (1) 「本サービス」とは、別途当社が定める規定（契約条件、利用条件又はその他ウェブサイト上の表記に定める条件を含み、これらに限られません。）に基づき、当社が提供するモバイルデータ通信サービスを契約者向けに提供するサービスをいいます。
- (2) 「本契約」とは、本規約等に基づいて契約者と当社との間に成立する契約をいいます。
- (3) 「契約者」とは、本規約等に基づいて利用申込みをし、当社が当該利用申込み承諾した者をいいます。

第3条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望される契約者は、次の各号の条件を全て満たす必要があります。
 - (1) 楽天会員であること
 - (2) 18歳以上であること
 - (3) その他当社が別途定める条件に合致していること
2. 前項の条件をすべて満たす契約者が本サービスの利用を希望される場合、当社が定める方法に従い本規約等に同意の上、本サービスの利用を申込みものとします。当社が契約者の申込みを承諾した場合、契約者と当社との間で、本契約が成立します。
3. 本サービスの申込みにあたり、契約者は以下の各号の必要事項を、当社の定める方法によって届け出るものとします。
 - (1) 契約者の登記事項証明書又は印鑑証明書
 - (2) (1) の場合は、本サービスの申込みを行う担当者個人の本人確認書類（住所、氏名及び生年月日が確認できるものとし、以下同じとします）
 - (3) 契約者が個人事業主又は自然人である場合には、契約当事者の本人確認書類
4. 当社は、契約者の状況が以下の各号に当てはまる場合、又はそのおそれがあると合理的な根拠に基づき判断する場合、当社は契約者からの本サービスの利用の申込みを承諾いたしません。

ん。

- (1)第1項各号の条件を満たしていない場合
- (2)前項各号の届出に虚偽や誤りがある場合
- (3)お申込み時の申告内容と前項各号の届け出との不一致がある場合
- (4)第14条（反社会的勢力の排除）の規定に違反する、又はそのおそれがあると当社が判断する場合
- (5)前項各号の届出に応じない場合
- (6)当社又は当社の関連会社又は関係会社（会計計算規則に定めるものとします。以下、当社を含め「当社グループ会社」といいます。）との契約において、重要な契約条項の違反に関わった場合
- (7)その他、本サービスの提供が適切ではないと当社が合理的な根拠に基づき判断する場合

第4条（本サービスの内容）

1. 本規約に定めるモバイルデータ通信は、以下の通りとします。
 - (1)インターネット接続サービス
 - (2)ショートメッセージサービス
 - (3)携帯音声サービス
2. 本サービスの内容及び仕様等の利用条件は当社が別途定めるものとします。また、当社はいつでも本サービスの内容及び仕様等の利用条件を変更することができるものとしますが、その影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により契約者に通知するものとします。

第5条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって、以下のことを行ってはなりません。

- (1)法令に違反する又は公序良俗に反する目的で本サービスを利用すること
- (2)当社又は第三者を誹謗中傷すること
- (3)当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉権その他の権利を侵害すること
- (4)第三者になりすますこと
- (5)本サービスにかかる設備（データ、ソフトウェアを含みます。）に無権限でアクセスし、本サービスを不能にし、過度な負担を与え、又はその他本サービスの提供及びその運営に支障を与える（そのおそれのある行為を含みます。）こと
- (6)本サービスを構成するシステム（ソフトウェアを含みます。）のリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他ソースコードを解析すること
- (7)当社グループ会社の提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限られません。）の提供やその円滑な運営を妨げる（そのおそれのある行為を含みます。）こと
- (8)当社グループ会社のブランドや信用等を棄損（棄損のおそれを含みます。）させること
- (9)本サービスのサービスを受ける権利を第三者に譲渡又は売り渡すこと
- (10)本約款で禁止されていること

(11)その他、本サービスの利用にあたり不適切であると当社が合理的な根拠に基づき判断すること

第6条（本サービスの停止）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、契約者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
 - (1)サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生、事故その他の理由によりやむをえず本サービスの提供ができない場合
 - (2)定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線や電源、その他の設備、それらを収容する建築物などを含みます。）の保守、点検、修理、変更を行う場合
 - (3)火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4)その他法令上、セキュリティ上、技術上又は運営上やむを得ない場合
2. 前項の場合、当社は、その影響に照らし適切な方法により、遅滞なく契約者に情報を提供するものとします。

第7条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの一部又は全部を廃止し、本契約を終了することがあります。この場合において、当社はその影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により契約者に通知するものとします。

第8条（契約の終了）

契約者は、当社の所定の手続きにより、本契約を終了させることができます。このとき、契約者が本契約に関し当社に対して負っている債務がある場合は、これらの債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第9条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下の各号に該当する状況になったと合理的な根拠に基づき判断する場合、事前に通知することなく、契約者への本サービスの提供を停止することができます。

- (1)契約者の状況が第3条（契約の成立）第4項第1号又は第2号に当てはまる場合
- (2)契約者が第5条（禁止事項）の規定に違反するおそれがある場合
- (3)公的機関から法令に基づく要請があった場合
- (4)契約者による本サービスの利用により、法令違反、公序良俗違反、第三者の権利侵害が発生するおそれがある場合

第10条（当社からの契約の解約）

1. 当社は、以下の各号に当てはまる状況になったと合理的な根拠に基づき判断する場合、当社は契約者に対する本サービスの提供を中止し、本契約を解約することができるものとします。
 - (1)第9条（本サービスの提供の停止）第1項第1号の状況が相当期間を経ても修正されない場合

(2)契約者の状況が第3条（契約の成立）第4項第4号乃至第6号のいずれかに当てはまる場合

(3)契約者が第5条（禁止事項）の規定に違反した場合

(4)契約者が第14条（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合、又はそのおそれがある
と当社が判断する場合

(5)当社が別途定める手続期限を経過するまでに、契約者が本人確認の手続を完了しない場合

(6)前各号のほか本規約等違反により当社によるサービス提供の継続が困難な場合

(7)契約者による本サービスの利用により、法令違反、公序良俗違反、第三者の権利侵害が発生した場合

2. 当社は、前項のいずれかに該当する場合、当社に生じた予め想定されていない追加の費用の請求を行うものとします。契約者は、自己の責任であるかどうかを問わず、請求された費用を支払う義務を負うものとします。

第11条（利用期間満了による解約）

1. 本サービスは、別途当社が定める期間を満了したとき、事前に契約者に通知することなく、提供を終了します。
2. 当社は、本サービスを前項に定める期間の満了後に継続して提供する場合には、その内容を契約者に対して公表します。なお、契約者は、継続利用に際して自己の情報の変更があった場合には、当社所定の手続きにより必要な情報を提供するものとします。

第12条（契約終了後の措置）

1. 本契約終了後、当社は本契約に関する契約者の利用情報を保持する義務を負いません。
2. 本契約終了後も、第16条（非保証）、第17条（不可抗力）、第18条（責任の制限及び免責）、第22条（準拠法・裁判管轄）、及び第23条（特約）の規定は、有効に存続するものとします。

第13条（知的財産権）

1. 本サービスに関連する知的財産及び当該知的財産にかかる権利等は、すべて当社又は当社が指定する者等正当な権利者に帰属します。契約者は本規約に明示的に認められている目的、方法及び範囲に従い、日本国内において、非独占的かつ譲渡不能の条件で、当該知的財産権を利用することができるものとします。
2. 前項の許諾は、契約者に対して当該知的財産にかかるいかなる権利の譲渡又は移転を認めるものではなく、本条に定める範囲を超えての当該知的財産及び当該知的財産にかかる権利等の利用又は使用を認めるものではありません。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、当社に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
 - (1)自己（法人等である場合は自己の役員及び従業員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴

力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はその他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）であること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)（契約者が法人等である場合）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること

2.当社は、契約者が前項の規定に反する場合、又は反していると合理的に疑われる場合、催告なく本契約を解約することができるものとします。このとき、当社は合理的な疑いの内容及び根拠について何らの説明又は開示をする義務を負わず、本項に基づく本契約の解約に関連して生じた損害について責任を負いません。

第15条（契約の地位の譲渡）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位を承継させ、又は本契約に基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、もしくはその他の処分をすることはできません。
2. 当社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、買収、合併、会社分割等を含むがそれらに限定されません。）する場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約等に基づく権利及び義務並びに契約者の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき予め承諾するものとします。

第16条（非保証）

本サービスの提供における当社の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られるものとします。当社は本サービス（本サービスで利用するシステムを含みます。）の正確性、最新性、有用性、信頼性、その他契約者の特定の目的や特定の用途への適合性、契約者による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証しておりません。

第17条（不可抗力）

天変地異（台風、津波、地震、風水害、落雷等を含みますがこれらに限りません。）、戦争、暴動、内乱、革命、法令の改廃制定、裁判所又は行政当局による命令・処分、疾病、伝染病、サイバー攻撃、テロ行為、労働争議、停電、輸送機関の事故、通信回線の障害、設備の事故等、当社の責めによらない不可抗力により本サービスの提供が妨げられた場合、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害又は不利益について当社は責任を負いません。

第18条（責任の制限及び免責）

本サービスに関連し、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失によらない場合には、当社が本サービスにおいて契約者から受領し

た金額を賠償の上限とし、賠償の対象となる損害は現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとします。

第19条（契約者の情報の取り扱い）

1. 契約者は、本契約の期間中、当社に届け出られた契約者の情報（第3条（契約の成立）第3項各号に定められる情報を含みます。）に変更があった場合は当社の指定する方法によって遅滞なくこれを修正するものとし、当社に届け出られた契約者の情報を常に最新かつ正確なものに保つものとし、
2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して提供された個人情報につき、当社の定める個人情報保護方針にしたがって取り扱うものとし、

第20条（契約者への通知）

1. 本規約等及び本サービスに関して当社が契約者に対して行う通知は、当社のウェブサイトへの掲示、本サービスの画面上での掲示、当社に届け出られた契約者の情報のいずれかに対する発信のうち、当社が適切であると判断する方法によって行うものとし、
2. 前項の方法による契約者への通知は、当社が特に指定する場合を除いて、当該通知が当社のウェブサイト又は本サービスの画面上に掲示された日、当社に届け出られたメールアドレスに対して電子メールを送信したとき、その他の方法での通知は、当該通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなされます。

第21条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により契約者に通知するものとし、変更後の規約は、当社が定めた日又は当社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとし、

第22条（準拠法・裁判管轄）

本規約等は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約等に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2026年2月28日

別紙1 特約

1. 本サービスの提供条件は、当社が別途指定する契約を必要とし、本規約等の規定に関わらず以下のとおりとします。
 - (1)本サービスは、第4条（本サービスの内容）第1項に定める第3号を含まないものとします。
 - (2)本サービスの利用期間は、別途当社が定めるものとします。また当社は、本サービスの利用期間を予告なく短縮若しくは延長、又は一時中止若しくは終了する場合があります。
 - (3)契約者が、本サービスに関連して生じたモバイルデータ通信用SIMの滅失、毀損（通常の使用による損耗、減耗は除く）等については、原則として取り換えに要する費用又は修理代金に相当する費用全額を契約者が負担するものとします。
 - (4)本サービスの利用料金は無料とします。
 - (5)前号の無料と定める範囲の内容の範囲については、別途定める他、当社が契約者と本サービスの契約が成立したことを示す契約書面（名称が異なる場合があります。）に定めるものとします。料金を請求することがある場合であっても、当社から契約者に対する利用料金の明細の発行は行わないものとします。
 - (6)当社は、契約者が本サービスの利用期間中に第3条（契約の成立）第1項第1号に定める条件を満たさなくなった場合には、当該契約者との本サービスの契約を解約することができるものとします。
2. 本サービスの申込みは、1の契約者につき当社が別途定める回線数を上限としてお申込みいただけるものとします。
3. 契約者は、契約の終了時、別途当社が指定する方法に従い、モバイルデータ通信用SIMを破棄又は削除するものとします。

以上